

# 福岡県公報

令和四年七月一日  
第三百十一号  
増刊  
①

## 目次

### 規則(第二十七号)

○福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則(児童家庭課)……………1

## 規則

福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年七月一日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 福岡県規則第二十七号

福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則

福岡県児童福祉関係費用徴収規則(昭和五十一年福岡県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一備考1中「第5条の4の2第6項」を「第5条の4の2第5項」に改め、同表備考3(3)中「及び回法」を「又は回法」に改め、同表備考3(3)ウ中「障害基礎年金」の次に「中込等」を加え、同表備考4を削り、同表備考5を同表備考4とし、同表備考6を同表備考5とし、同表備考7(1)イ中「404,000円」を「408,000円」に改め、同表備考7を同表備考6とし、同表備考8を同表備考7とする。

別表第二備考2(4)を削り、同表備考3(3)中「及び回法」を「又は回法」に改め、同表備考3(3)ウ中「障害基礎年金」の次に「中込等」を加える。

別表第三中「乳児、1・2歳児、年少児、特別指導費及びボイラー技士雇上費の単価を中み、」を削る。

### 附則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。